

事務連絡
令和8年3月9日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長
(公印省略)

標準的運賃の浸透・活用状況等に関する調査について（協力依頼）

日頃より、国土交通行政に対してご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

政府においては、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関が連携し、政府一体となって総合的な検討を行うべく、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が令和5年3月31日に設置・開催された後、同年6月2日に、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を柱とする抜本的・総合的な対応として「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられました。

当該政策パッケージでは、「荷主企業・物流事業者間における物流負荷の軽減、物流産業における多重下請構造の是正、荷主企業の経営者層の意識改革・行動変容等に向けた規制的措置について、2024年通常国会への法案提出を視野に具体化する」こととされ、政府において法制化の検討が行われた後、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号。以下、「物流改正法」という。）が第213回国会に提出され、国会での審議を経て同年4月に成立し、同年5月15日に公布されたところです。また、令和2年4月に告示したトラックの標準的運賃について、運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃を令和6年3月に告示したところです。

こうした中、物流改正法の附帯決議において、標準的運賃の効果について検討し、在り方も含め適時適切な見直しを行うこととされていることから、標準的運賃の浸透・活用状況等に関する調査を行うことと致しました。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、貴協会の会員事業者に対して回答率の向上に向けた周知及びご回答のご依頼について、ご協力をお願い申し上げます。